

不妊治療にかかる費用を助成します

鹿角市 一般不妊治療費の助成について

令和4年度から、所得制限を撤廃し、事実婚の方も対象となりました。
また、申請書の様式や必要書類に一部変更がありますので、ご確認ください。

対象となる治療

- 不妊検査（超音波検査・ホルモン検査・精液検査・その他医師が必要と認めた不妊検査）
- 特定不妊治療を除く不妊治療、人工授精



上記の検査・治療にかかる医療費・薬剤費の**自己負担額が対象**となり、健康保険適用の有無は問いません。
入院時食事療養費・差額ベッド代・文書料等は助成対象となりません。

助成対象者

下記の4項目全てに該当する方。

- ①法律上の婚姻をしている夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係同様の事情にある者を含む。）で、不妊治療によらなければ妊娠の見込みがないまたは極めて少ないと医師に診断された方
- ②申請日時点において、夫婦のいずれか一方が、市内に1年以上住所を有していること
- ③夫婦の双方が医療保険の被保険者、組合員または被扶養者であること
- ④夫婦の双方が市税を滞納していないこと

※一般不妊治療を開始した日から、5年を超えた場合は助成対象外となります。

ただし、助成金の交付を受けた夫婦が出産後、新たに一般不妊治療を開始したときは、その治療の開始日が一般不妊治療を開始した日となります。

助成額

同一年度あたり、5万円を限度額とします。 ※治療の途中でも申請できます。

申請手続きについて

- ・治療を受けた日が属する年度の末日（3月31日）までに必要な書類をそろえて申請してください。
- ・申請年度内の治療費の助成となりますので、年度ごとに申請が必要となります。
- ・申請に来られる際や申請が遅れる場合は、問い合わせ先まで事前にご連絡ください。

<必要書類>

- ①鹿角市一般不妊治療費助成金申請書
- ②医療機関証明書
- ③薬局の発行した領収書および調剤明細書の写し
- ④法律上の夫婦であることを証明できる書類（申請日より3か月以内に発行された戸籍謄本等）
※事実上婚姻関係同様の事情にある者については、両人の戸籍謄本が必要です。
- ⑤夫婦の健康保険証の写し
- ⑥夫婦の住民票
- ⑦夫婦の納税証明書
- ⑧事実婚関係に関する申立書（事実上婚姻関係同様の事情にある者のみ）
- ⑨請求書

申請の際は、印鑑をお持ちください。



⑥⑦は申請書の同意欄に署名がある場合は不要です。ただし、転入等の理由により、鹿角市で内容が確認できない場合は、提出が必要です。

<申請・問い合わせ先> 鹿角市すこやか子育て課 ☎0186-30-0265
〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪50番地（福祉保健センター内）